

高知県清流保全条例をここに公布する。

○高知県清流保全条例

(平成元年12月21日条例第35号)

改正 平成6年7月12日条例第21号 平成8年3月26日条例第4号
平成12年7月14日条例第73号 平成12年12月26日条例第90号
平成24年10月16日条例第57号

高知県清流保全条例

目次

- 第1章 総則(第1条―第7条)
- 第2章 清流保全基本方針の策定等(第8条―第10条)
- 第3章 排出水の規制等(第11条―第16条)
- 第4章 雑則(第17条―第19条)
- 附則

水は生命をはぐくみ、古来、大自然の営みの中で、我々に大きな試練を与えながらも限りない恵みをもたらし、固有の風土を生み、文化を育ててきた。

とりわけ高知県は自然に恵まれ、数多くの清流が残されており、清流は貴重な資源であるとともに、人間性豊かな子供たちを育てるためにもなくてはならないものであり、将来にわたって、我々及びその子孫の生活と生産活動を守るためにも清流の保全は必要なものである。

ここに、高知県の清流を保全し、次代に引き継ぐことを決意して、この条例を制定する。

一部改正〔平成8年条例4号〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高知県の清流を保全するため、清流の保全を目的とする河川法(昭和39年法律第167号)等の関係法令と相まって、総合的な施策を推進することにより、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成8年条例4号〕

(県等の責務)

第2条 県、市町村、事業者及び県民は、高知県環境基本条例(平成8年高知県条例第4号)第3条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、清流の保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

全部改正〔平成8年条例4号〕

(広報活動等)

第3条 県及び市町村は、広報活動、教育活動等を通じて、清流の保全に関する知識の普及及び意識の高揚に努めるものとする。

一部改正〔平成8年条例4号〕

(土佐の名水の選定)

第4条 知事は、湧水その他優れた環境にある水であって、歴史的若しくは文化的な価値のあるもの又は住民に親しまれているものを「土佐の名水」として選定することができる。

一部改正〔平成8年条例4号・24年57号〕

第5条から第7条まで 削除

削除〔平成8年条例4号〕

第2章 清流保全基本方針の策定等

(清流保全基本方針)

第8条 知事は、県下の公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。))第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の清流の保全を図るため、その流域における汚濁負荷量の削減等に関する基本的な方針(以下「清流保全基本方針」という。)を定めなければならない。

2 清流保全基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 清流の保全に関する基本構想

(2) 次条第1項の清流保全計画の策定その他清流の保全のための施策に関する基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、清流の保全に関する重要事項

3 知事は、清流保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ河川法第7条に規定する河川管理者その他知事が必要があると認める関係行政機関の長(次条第3項において「河川管理者等」という。)と協議するとともに、高知県環境審議会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成24年条例57号〕

4 知事は、清流保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、清流保全基本方針の変更について準用する。

一部改正〔平成6年条例21号・24年57号〕

(清流保全計画)

第9条 知事は、清流保全基本方針に基づき、水質汚濁が現に進行し、又はそのおそれがある水域等、将来にわたって積極的に清流の保全を図る必要があると認められる水域について、当該水域に関わる流域における清流の保全について実施すべき施策に関する計画(以下「清流保全計画」という。)を定めることができる。

一部改正〔平成24年条例57号〕

2 清流保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該水域の清流の保全に関する方針

(2) 当該水域の清流の保全のために必要な事業に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該水域の清流の保全のために必要な措置に関すること。

3 知事は、清流保全計画を定めようとするときは、あらかじめ関係する河川管理者等と協議するとともに、当該清流保全計画に定められる事業を実施するもの及び関係市町村長の意見を聴くものとする。

4 知事は、清流保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、清流保全計画の変更について準用する。

一部改正〔平成24年条例57号〕

(協議会の設置)

第10条 知事は、清流保全計画に定められた事業を円滑に実施するため、知事、関係市町村長及びその他の関係者による清流保全に関する協議会を設置することができる。

第3章 排出水の規制等

(上乗せ排水基準)

第11条 法第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の排水基準にかえて適用する排水基準を別表のとおり設定する。

(適用除外事業場の排水対策)

第12条 法第3条に規定する排水基準の適用を受けない特定事業場(法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。別表において同じ。)の設置者は、排出水(同項に規定する排出水をいう。以下同じ。)により公共用水域の水質を汚濁しないよう努めなければならない。

一部改正〔平成12年条例73号・24年57号〕

(家畜ふん尿の適正処理)

第13条 畜産を業とする者は、畜舎、ふん尿処理施設等の整備を図り、家畜のふん尿を適正に処理し、家畜のふん尿により公共用水域の水質を汚濁しないよう努めなければならない。

(水産養殖の適正管理)

第14条 水産養殖を業とする者は、養殖の管理を適正に行い、公共用水域の水質を汚濁しないよう努めなければならない。

(肥料等の適正使用)

第15条 肥料又は農薬を使用する者は、肥料又は農薬を適正に使用し、公共用水域の水質を汚濁しないよう努めなければならない。

(生活排水の処理)

第16条 何人も、生活排水(法第2条第9項に規定する生活排水をいう。)により公共用水域の水質を汚濁しないよう努めなければならない。

一部改正〔平成24年条例57号〕

第4章 雑則

(高知県環境審議会からの意見聴取)

第17条 知事は、第8条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)に定めるもののほか、清流の保全に関する重要な事項を定めようとする場合には、あらかじめ高知県環境審議会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成6年条例21号・24年57号〕

(県の援助)

第18条 県は、清流の保全に資するため、市町村等が行う事業について、必要な助言その他の援助に努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の廃止)

2 水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例(昭和47年高知県条例第2号。附則第4項において「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事が行われている特定施設(法第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)に係る排出水については、第11条の規定は、平成4年3月31日までは、適用しない。

- 4 前項の規定の適用を受ける排水水については、旧条例の規定は、平成4年3月31日までは、なおその効力を有する。

附 則(平成6年7月12日条例第21号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

附 則(平成8年3月26日条例第4号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年7月14日条例第73号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事が行われている特定施設(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設をいい、下水道終末処理施設を除く。)に係る排水水(仁淀川水域に排出されるものに限る。)については、この条例による改正後の別表の3の規定は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から3年間は、適用しない。
- 3 前項に規定する排水水については、この条例による改正前の別表の規定は、施行日から3年間は、なおその効力を有する。

附 則(平成12年12月26日条例第90号)
この条例は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附 則(平成24年10月16日条例第57号)
この条例は、公布の日から施行する。

別表(第11条関係)

- 1 浦戸湾水域(2及び5に掲げるものを除く。)に係る排水基準

(単位：mg/ℓ)

特 定 事 業 場 の 区 分		項 目 及 び 許 容 限 度		
	令別表第1の号 番号	生物化学的 酸素要求量 又は化学的 酸素要求量	浮遊物質	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (動植物油脂 類含有量)
食料品製造業又は飲料 等製造業に係るもの	第2号から第18 号の3まで	100(日間平均 80)	90(日間平均 70)	20
繊維工業、繊維製品製 造業又は製紙業に係る もの	第19号、第20号 又は第23号	80(日間平均 60)	90(日間平均 70)	20
化学工業、セメント製 品製造業又は生コンク リート製造業に係るも の	第21号、第24号 から第50号ま で、第54号又は 第55号	50(日間平均 40)	90(日間平均 70)	

砕石業又は砂利採取業に係るもの	第59号又は第60号	50(日間平均40)	120(日間平均90)	
旅館業に係るもの、飲食店等又は病院	第66号の3から第66号の8まで又は第68号の2	60(日間平均50)	90(日間平均70)	20
し尿処理施設を設置するものの	浄化槽を設置するもの	第72号	(日間平均30)	(日間平均70)
	上記以外のもの		(日間平均20)	(日間平均50)
その他の業種に係るもの	上記各号以外	50(日間平均40)	90(日間平均70)	20

一部改正〔平成24年条例57号〕

2 江の口川、久万川、鏡川、竹島川及び堀川水域に係る排水基準

(単位：mg/ℓ)

特定事業場の区分	項目及び許容限度			
	生物化学的酸素要求量	浮遊物質質量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量
昭和47年6月24日以後において特定施設の設置をする全業種に係るもの。ただし、この水域に排水を排出している特定施設を更新し、又は移転する場合において、当該特定施設に係る特定事業場が排出する排水の汚濁負荷量が更新又は移転により減少するものを除く。	25(日間平均20)	90(日間平均70)	20	1

3 仁淀川水域(5に掲げるものを除く。)に係る排水基準

(単位：mg/ℓ)

特定事業場の区分		項目及び許容限度			
		令別表第1の号番号	生物化学的酸素要求量	浮遊物質質量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)
食料品製造業又は飲料等製造業に係るもの		第2号から第18号の3まで	100(日間平均80)	90(日間平均70)	20
繊維工業又は繊維製品製造業に係るもの		第19号又は第20号	80(日間平均60)	90(日間平均70)	20
製紙業に係るもの	1日の平均的な排水量5万立方メートル以上	第23号	20(日間平均15)	40(日間平均30)	20
	1万立方メートル以上5万立方メートル未満		40(日間平均30)	50(日間平均40)	
	2,000立方メートル以上1万立方メートル未満		60(日間平均40)	70(日間平均50)	
	1,000立方メートル以上2,000		70(日間平均)	80(日間平均)	

出 水 の 量	立方メートル未満		均50)	均60)	
	1,000立方メートル未満		80(日間平均60)	90(日間平均70)	
化学工業、セメント製品製造業又は生コンクリート製造業に係るもの		第21号、第24号から第50号まで、第54号又は第55号	50(日間平均40)	90(日間平均70)	
砕石業又は砂利採取業に係るもの		第59号又は第60号	50(日間平均40)	120(日間平均90)	
旅館業に係るもの、飲食店等又は病院		第66号の3から第66号の8まで又は第68号の2	60(日間平均50)	90(日間平均70)	20
し尿処理施設を設置するもの	浄化槽を設置するもの	第72号	(日間平均30)	(日間平均70)	
	上記以外のもの		(日間平均20)	(日間平均50)	
その他の業種に係るもの		上記各号以外	50(日間平均40)	90(日間平均70)	20

一部改正〔平成24年条例57号〕

4 吉野川水域(5に掲げるものを除く。)に係る排水基準

(1) 下水道整備地域に所在する特定事業場

(単位：mg/ℓ)

特 定 事 業 場 の 区 分	項 目 及 び 許 容 限 度			
	生物化学的 酸素要求量	浮遊物質 量	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (動植物油脂 類含有量)	フェノール 類含有量
昭和47年6月24日以後において特定施設の設置をする全業種に係るもの	25(日間平均20)	90(日間平均70)	10	0.5

(2) その他の地域に所在する特定事業場

(単位：mg/ℓ)

特 定 事 業 場 の 区 分		項 目 及 び 許 容 限 度				
	令別表第1の号番号	生物化学的 酸素要求 量	浮遊物質 量	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (動植物 油脂類含 有量)	フェノール 類含有 量	銅含有量
鉱山に係るもの		第1号				2
食料品製造業又は飲料等製造業に	蒸留酒製造業又は混成酒製造業に	第2号から第18号の3まで	150(日間平均120)			

係るもの	係るもの						
	その他に係るもの		100(日間平均80)	90(日間平均70)	10		
染色整理業に係るもの		第19号	90(日間平均70)	60(日間平均50)		0.5	
製糸業に係るもの			100(日間平均80)	60(日間平均50)			
化学工業に係るもの	化学繊維製造業に係るもの	第21号又は第24号から第50号まで	60(日間平均50)	30(日間平均20)			
	コートタル製品製造業に係るもの		50(日間平均40)	20(日間平均10)		0.5	
	油脂製造業に係るもの		60(日間平均50)	60(日間平均50)	5		
	その他に係るもの		30(日間平均20)	60(日間平均50)	5	0.5	
製紙業に係るもの		第23号	60(日間平均50)	90(日間平均70)			
と畜場		第69号	80(日間平均60)				
し尿処理施設を設置するもの		第72号	(日間平均30)				
その他の業種(砕石業、砂利採取業及び洗濯業を除く。)に係るもの		上記各号並びに第59号、第60号及び第67号以外	30(日間平均20)	60(日間平均50)	5	0.5	

一部改正〔平成24年条例57号〕

5 浦戸湾水域、仁淀川水域及び吉野川水域に排出する下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準

(単位：mg/ℓ)

特定事業場の区分		項目及び許容限度	
	令別表第1の号番号	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	浮遊物質質量
下水道終末処理施設に係るもの	第73号	(日間平均20)	(日間平均50)

備考

1 「浦戸湾水域」とは、高知港港湾区域のうち高知港口防波堤の先端と高知

市種崎外港防波堤の先端とを結んだ直線及び陸岸により囲まれた区域並びにこれに流入する公共用水域をいう。

一部改正〔平成24年条例57号〕

- 2 「江の口川、久万川、鏡川、竹島川及び堀川水域」とは、江の口川、久万川、鏡川(左岸は高知市中の島37番地の1地先から上流、右岸は高知市新田町150番地地先から上流)、竹島川及び堀川(左岸は高知市若松町211番地地先(丸山橋北詰め)から上流、右岸は高知市中の島37番地の1地先から上流)並びにこれらに流入する公共用水域をいう。

一部改正〔平成24年条例57号〕

- 3 「仁淀川水域」とは、仁淀川及びこれに流入する公共用水域をいう。

- 4 「吉野川水域」とは、吉野川及びこれに流入する公共用水域をいう。

- 5 1及び3から5までの表において「令別表第1の号番号」とは、当該特定事業場に設置された特定施設の該当する水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「令」という。)別表第1の号番号をいう。

一部改正〔平成24年条例57号〕

- 6 1及び3の表において「浄化槽」とは、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽のうち、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人を超えるものをいう。

一部改正〔平成24年条例57号〕

- 7 2の表において「汚濁負荷量」とは、1日の平均的な排出水の量に水質濃度を乗じて得た値をいう。

一部改正〔平成24年条例57号〕

- 8 4の表において「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域の範囲をいう。

- 9 この表に掲げる排出基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の特定事業場に係る排出水について適用する。

- 10 この表に掲げる許容限度の検定は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条に規定する検定方法による。

一部改正〔平成24年条例57号〕

- 11 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 12 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

- 13 1の特定事業場が同時に2以上の特定事業場の区分に該当する場合において、この表により異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

- 14 他の特定事業場に係る汚水等を処理する特定事業場(令別表第1第74号の特定施設を設置するものをいう。)に係る排出水については、当該特定事業場が当該他の特定事業場の該当する特定事業場の区分に該当するものとみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。この場合において、当該他の特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、備考13の

規定を準用する。

一部改正〔平成24年条例57号〕

一部改正〔平成24年条例57号〕

一部改正〔平成12年条例73号・90号・24年57号〕